

第111回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月29日（水曜日）

午前10時（受付開始午前9時）

場所

富山市西町5番1号 TOYAMAキラリ
当行本店 9階ホール

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症が終息していない状況に鑑み安全の観点から、書面または電磁的方法（インターネット等）による事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場は、お控えいただきますようお願い申し上げます。

本株主総会会場におきましては、アルコール消毒液の設置や係員のマスクの着用など、感染拡大リスクの低減のための措置を講じさせていただきます。

株主総会にご出席の株主さまへの「お土産」はご用意しておりません。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目次

第111回定時株主総会招集ご通知……………	1
株主総会参考書類……………	5
第1号議案 剰余金処分の件……………	5
第2号議案 定款一部変更の件……………	6
第3号議案 取締役1名選任の件……………	8
第4号議案 監査役2名選任の件……………	9
第5号議案 取締役の報酬等の額改定の件……	12
事業報告……………	14
計算書類……………	33
監査報告……………	37

証券コード：7184
2022年6月2日

株主各位

富山市西町5番1号
株式会社 **富山第一銀行**
取締役頭取 野村 充

第111回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第111回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、2頁「議決権の行使等についてのご案内」に記載のとおり、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。2022年6月28日(火曜日)午後5時10分までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1.日 時 2022年6月29日(水曜日)午前10時
- 2.場 所 富山市西町5番1号 TOYAMAキラリ
当行本店 9階ホール

3.会議の目的事項

- 報告事項**
- 1.第111期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 事業報告及び計算書類報告の件
- 2.第111期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
- 第2号議案** 定款一部変更の件
- 第3号議案** 取締役1名選任の件
- 第4号議案** 監査役2名選任の件
- 第5号議案** 取締役の報酬等の額改定の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

書面による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2022年6月28日(火曜日) 午後5時10分到着分まで

電磁的方法(インターネット等)による議決権行使の場合



スマートフォン、パソコンから当行指定の議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスいただき、「インターネット等による議決権行使のお手続きについて」(3頁から4頁まで)をご参照のうえ、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき(二次元コードを読み取る場合は除く)、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

なお、書面と電磁的方法(インターネット等)により、重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法(インターネット等)によるものを有効な議決権行使とし、電磁的方法(インターネット等)によって複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

行使期限 2022年6月28日(火曜日) 午後5時10分入力完了分まで

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)

日時 2022年6月29日(水曜日)
午前10時(受付開始：午前9時)

場所 TOYAMAキラリ 当行本店 9階ホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

※ 株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

- ◎ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」及び連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」は法令及び当行定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ(<https://www.first-bank.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております計算書類及び連結計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した計算書類及び連結計算書類の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告並びに計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当行ホームページ(<https://www.first-bank.co.jp/>)に掲載いたしますのでご了承ください。
- ◎ 当日ご出席の際は、資源節約の為、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。



インターネット等による議決権行使のお手続きについて

行使期限

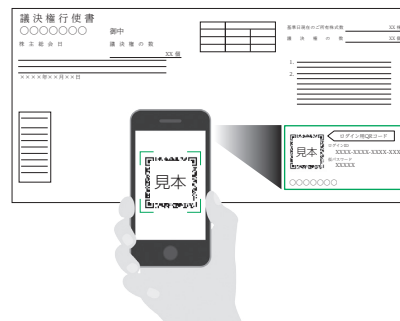
2022年6月28日(火曜日) 午後5時10分入力完了分まで

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

二次元コードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

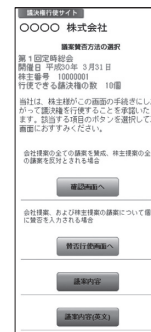
- 1 議決権行使書副票（右側）に記載の二次元コードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

二次元コードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくは二次元コードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。



※議決権行使書はイメージです。

インターネット等による議決権行使は、スマートフォンまたはパソコンから、当行の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによって実施可能です。

（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」の利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトアクセスし「次の画面へ」をクリック。

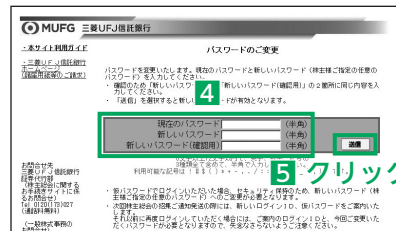
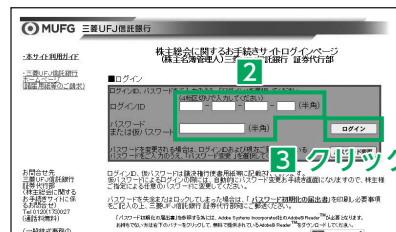
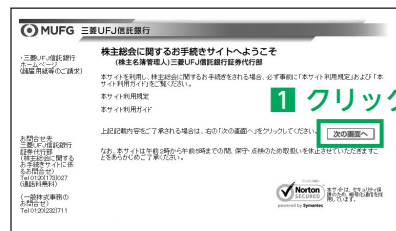
2 お手元の議決権行使書の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力。

3 「ログイン」をクリック。

4 新しいパスワードを「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方に入力。新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。

5 「送信」をクリック。

6 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。



※操作画面はイメージです。

- 株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主さまのご負担となります。また、スマートフォン等をご利用の場合は、パケット通信料・その他スマートフォン等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。
- パソコン等による議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当行は、内部留保の充実、財務体質の強化を図りながら、積極的な事業展開や事務効率化及びお客さまへのサービス向上により企業価値を向上させ、株主の皆さまへの適切な利益還元により株主価値を拡大させていくことを最重要課題と考えており、継続的かつ安定的な配当を実施していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、株主の皆さまの日頃のご支援にお応えするため当期の業績並びに経営環境等を総合的に勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

(1)配当財産の種類

金銭といたします。

(2)株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金7円（中間配当を含め当期の配当は1株につき12円）といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、466,404,533円となります。

(3)剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年6月30日といたしたいと存じます。

なお、2023年3月期から適用させていただく新たな株主還元方針は、2022年5月の取締役会において次のとおり決議しております。

「株主還元方針」

経営の健全性維持のための内部留保の充実や積極的な事業展開に向けた投資とのバランスを考慮しつつ、継続的かつ安定的な配当を実施していくことを基本方針といたします。

具体的には、親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向30%程度を目安とし、着実に利益水準を高めることにより1株あたり配当金の増加を目指してまいります。ただし、利益水準が低位にとどまる場合においても現在の1株あたり年間12円の配当を下限といたします。

あわせて、市場動向や業績見通しなどを勘案したうえで、柔軟かつ機動的な自己株式の取得を実施いたします。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 事業目的の記載の変更

当行の事業目的の記載について法令の変更を反映し、現行定款第2条を変更するものです。

(2) 株主総会資料の電子提供制度導入に伴う変更

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当行定款を変更するものです。

- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条 （条文省略） （目 的） 第2条 1. 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付けまたは手形の割引ならびに為替取引 2. 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務 3. 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他の業務 4. 信託業務 5. 前各号の業務のほか銀行法、担保附社債信託法、 <u>社債等登録法</u> その他の法律により銀行が営むことのできる業務 6. その他前各号の業務に付帯または関連する事項	第1条 （現行どおり） （目 的） 第2条 1. 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付けまたは手形の割引ならびに為替取引 2. 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務 3. 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他の業務 4. 信託業務 5. 前各号の業務のほか銀行法、担保附社債信託法その他の法律により銀行が営むことのできる業務 6. その他前各号の業務に付帯または関連する事項

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3条～第14条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p><新 設></p>	<p>第3条～第14条 (現行どおり)</p> <p><削 除></p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第16条～第49条 (条文省略)</p> <p><新 設></p>	<p>第16条～第49条 (現行どおり)</p> <p><u>(附則)</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヵ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。 3. 本附則は、施行日から6ヵ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案 取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役松田圭司氏は辞任されますので、取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本総会において選任をお願いする西田友佳氏の任期は、当行定款の規定により他の在任取締役の任期満了までとなります。

本議案に関しましては、指名報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況															
<table border="1"> <tr> <td>新任</td> <td>社外</td> <td>独立</td> </tr> <tr> <td>にし</td> <td>だ</td> <td>ゆ</td> <td>か</td> </tr> <tr> <td>西</td> <td>田</td> <td>友</td> <td>佳</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(1973年1月31日)</td> </tr> </table>	新任	社外	独立	にし	だ	ゆ	か	西	田	友	佳	(1973年1月31日)				2000年10月 朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入社 2004年4月 公認会計士登録 2021年8月 西田公認会計事務所代表（現任） 現在に至る
新任	社外	独立														
にし	だ	ゆ	か													
西	田	友	佳													
(1973年1月31日)																
所有する当行の株式の数	【重要な兼職の状況】 公認会計士 西田公認会計事務所代表															
0株																
取締役会への出席状況																
—																
・社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 公認会計士としてこれまで培われた専門的な財務及び会計に関する、豊富な経験と高い識見を活かし、議案の審議等に有用な助言・発言いただくこと、客観的・中立的立場で今後の当行の財務及び会計の観点から経営全般の監督機能強化のため、適切な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。																

- (注) 1. 西田友佳氏は、社外取締役候補者であります。
2. 取締役候補者の西田友佳氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。
3. 当行は、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、また、有用な人材を継続的に招聘できるよう定款において、社外取締役との間で責任限定契約を締結できる旨を定めております。西田友佳氏が社外取締役として選任された場合、会社法第423条第1項の賠償責任について、社外取締役が職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定義される額を限度として、その責任を負う旨の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 西田友佳氏は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準および当行が定める社外役員の独立性基準 (<https://www.first-bank.co.jp/ir/governance.html>) をいずれも満たしております。西田友佳氏の選任が承認可決された場合、新たに独立役員として届け出る予定であります。

第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役4名のうち、戸田雅也、河合 隆の2氏は辞任されますので、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

本総会において選任をお願いする松田圭司、蒲地 誠の2氏の任期は、当行定款の規定により前任の監査役の任期満了までとなります。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当行における現在の地位	候補者属性	取締役会出席状況	監査役会出席状況
1	まつ だ けい じ 松田圭司	取締役人事企画部長兼コンプライアンス／フィデューシャリー・デューティー部長	新任	15/15回 (100%)	—
2	かま ち まこと 蒲地 誠		新任 社外 独立	—	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び重要な兼職の状況
1	新任 まつ だ けい じ 松 田 圭 司 (1960年12月11日)	1983年 4月 当行入行 2002年10月 当行呉羽支店長 2005年10月 当行黒部支店長 2009年 4月 当行新湊支店長 2013年 4月 当行東京支店長
	所有する当行の株式の数	2016年 6月 当行市場金融部長 2018年 4月 当行本店営業部長
	15,797株	2019年 3月 当行コーポレート部長 兼 東京支店長 兼 東京事務所長
	取締役会への出席状況	2019年 6月 当行取締役コーポレート部長 兼 東京支店長 兼 東京事務所長
	15/15回 (100%)	2021年 6月 当行取締役人事企画部長 兼 コンプライアンス/フィデューシャリー・デューティー部長 (現任)
	監査役会への出席状況	現在に至る
	—	
<p>・監査役候補者とした理由 コーポレート部長、人事企画部長、コンプライアンス/フィデューシャリー・デューティー部長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2019年6月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうしたこれまでの実績や経験、知見を監査役として活かすことにより、当行の経営全般の監視に有効かつ当行の経営に貢献することができる人物と判断し、監査役候補者といたしました。</p>		
2	新任 社外 独立 かま ち まこと 蒲 地 誠 (1961年 8月18日)	1984年 4月 株式会社北日本新聞社入社 2017年 6月 株式会社北日本新聞社 取締役 2019年 6月 株式会社北日本新聞社 常務取締役 2021年 6月 株式会社北日本新聞社 専務取締役 2022年 1月 株式会社北日本新聞社 代表取締役社長 (現任)
	所有する当行の株式の数	現在に至る
	0株	
	取締役会への出席状況	
	—	
	監査役会への出席状況	
	—	
<p>・社外監査役候補者とした理由 富山県における代表的な報道機関の代表取締役として培われた豊富な経験と見識に基づき、客観的かつ中立的な見地から有益なご意見やご指摘をいただけることを期待し、今後の当行の監査体制の更なる強化に貢献いただけると判断し、社外監査役候補者といたしました。</p>		

(注) 1. 蒲地 誠氏は、社外監査役候補者であります。

2. 蒲地 誠氏が代表取締役であります株式会社北日本新聞社と当行の間には、貸出金等の取引がありますが、軽微であります。その他の監査役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。

3. 当行は、社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、また、有用な人材を継続的に招聘できるよう定款において、社外監査役との間で責任限定契約を締結できる旨を定めております。蒲地 誠氏が社外監査役として選任された場合、会社法第423条第1項の賠償責任について、社外監査役が職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定義される額を限度として、その責任を負う旨の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 蒲地 誠氏は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準および当行が定める社外役員の独立性基準 (<https://www.first-bank.co.jp/ir/governance.html>) をいずれも満たしております。
蒲地 誠氏の選任が承認可決された場合、新たに独立役員として届け出る予定であります。

第5号議案 取締役の報酬等の額改定の件

当行の取締役の報酬額は、2019年6月27日開催の第108回定時株主総会において、取締役の報酬等の額を「年額2億円以内（うち社外取締役15百万円以内）」とご承認いただき今日に至っております。

当行は今般、コーポレートガバナンスの強化を図るため、第3号議案「取締役1名選任の件」において社外取締役1名の選任を付議しており、今後ますます社外取締役の責務や期待される役割が増大すること等を勘案し、取締役の報酬額を年額2億円以内に据え置いたうえで、そのうち社外取締役分を年額30百万円以内に改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬等には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとしたいと存じます。

本議案は、役員報酬体系やその支給基準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

また、取締役の員数につきましては、当行定款では取締役15名以内となっておりますが、現在の取締役はさきに辞任された取締役1名を除き12名（うち社外取締役3名）であります。なお、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役12名（うち社外取締役4名）となります。

(ご参考) 本総会後の取締役および、監査役の主な経験、見識を有する分野

本総会の第3号議案および、第4号議案が原案通り承認可決された場合、本総会後の取締役および、監査役の主な経験、見識を有する分野は、以下の通りです。

氏名	職位等	経験、見識を有する分野														
		① リーダーシップ	② 経営戦略・企画力	③ 営業	④ 市場運用	⑤ リスク管理	⑥ 財務	⑦ ITデジタル	⑧ 行政・法令	(1) 企業経営	(2) マクロ経済・金融	(3) 財務・会計	(4) SDGs	(5) 行政・法令	(6) ITデジタル	(7) 広報・危機管理
金岡 純二	代表取締役会長	○	○	○	○	○	○									
野村 充	代表取締役頭取	○	○		○	○	○		○							
桑原 幹也	常務取締役	○	○	○	○											
長谷 聡	取締役			○				○								
四谷 英久	取締役		○	○		○	○									
前田 央	取締役		○	○		○	○									
本多 力	取締役			○	○				○							
島倉 勇人	取締役		○	○					○							
川原 義仁	社外取締役 (独立役員)									○	○		○			
金岡 克己	社外取締役 (独立役員)									○		○		○		
谷垣 岳人	社外取締役 (独立役員)											○	○			○
西田 友佳	社外取締役 (独立役員)									○	○					
水上 豊治	常勤監査役			○				○	○							
松田 圭司	常勤監査役			○	○				○							
瀧脇 俊彦	社外監査役 (独立役員)									○		○				○
蒲地 誠	社外監査役 (独立役員)									○		○				○

※ 上記一覧表は、各氏の有する全ての知見・経験を表すものではありません。

※ (1)~(7)につきましては、社外役員の経験、見識を有する分野であります。

以 上

1. 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

（企業集団の主要な事業内容）

当行グループは、当行、子会社及び子法人等4社で構成され、銀行業務を中心にリース業務等の金融サービスに係る事業を行っています。

〔銀行業〕

当行の本店ほか支店65店において、預金業務、貸出業務、為替業務、商品有価証券売買業務等を行い、グループの中心と位置づけております。

また、富山ファースト・ビジネス(株)において、銀行事務代行業務等を行っています。

〔リース業〕

富山ファースト・リース(株)において、各種のリース業務を行っています。

〔その他業務〕

富山ファースト・ディーシー(株)において、クレジットカード業務等を行っております。また、(株)富山ファイナンスにおいて、金銭の貸付等の業務を行っています。

（金融経済環境）

2021年度を振り返ると、新型コロナウイルスの感染拡大が断続的に発生し、経済活動の制限と緩和が繰り返される中、国内景気は緩やかな持ち直しが見られました。もっとも年明けのオミクロン株の感染急拡大により個人消費が再び鈍化するなど、感染状況になお左右される状況が続いています。

一方、コロナ禍からの経済回復に伴う需給の逼迫や対ロシア経済制裁の影響、更には近年の脱炭素に向けた潮流の中で化石燃料資源の新規開発の停滞などから、原油や穀物、金属など幅広い原材料の高騰が続いており、景気下振れリスクが懸念されるなど、先々の経済情勢は一層不透明感を増している状況にあります。

こうした中であって金融政策面では、米国が3月から利上げを開始するなど金融引き締め政策に転換し、長期金利は急ピッチで上昇しました。一方、日本は金融緩和政策を維持しており、日米金利差の拡大から為替は大きく円安方向に振れ、更なる物価上昇圧力として攪乱要因になりつつあります。

（事業の経過及び成果）

当行の2021年度の連結会計年度業績は以下のとおりとなりました。

損益の状況については、経常収益は、有価証券利息配当金や役員取引等収益が着実に増加いたしました。前年度高水準であった株式等売却益の減少などにより、283億51百万円（前連結会計年度比3.8%減）となりました。経常費用は、営業経費や株式等売却損の減少等により、231億18百万円（同10.8%減）となりました。

この結果、経常利益は52億33百万円（同47.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、34億86百万円（同52.2%増）となりました。

資産・負債の状況については、譲渡性預金を含めた預金等は、要払性預金の増加を主因に324億円増加し当期末残高は1兆2,698億円となりました。

貸出金は、事業者向けの増加を主因に413億円増加し当期末残高は、8,894億円となりました。

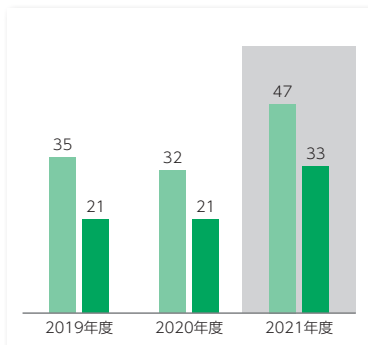
有価証券は、国内債券や株式の増加等により178億円増加し当期末残高は、5,001億円となりました。

<ご参考>業績の推移（単体）

■ 経常利益

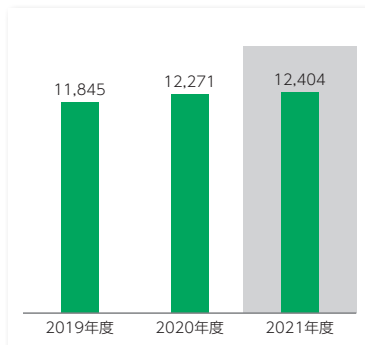
■ 当期純利益

（単位：億円）



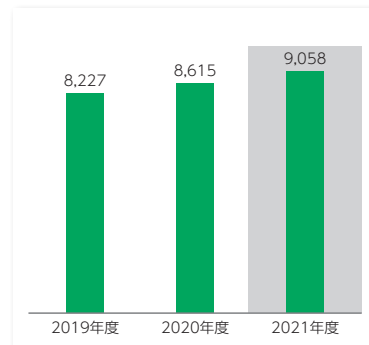
■ 預金

（単位：億円）



■ 貸出金

（単位：億円）



（対処すべき課題）

当行を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染が未だ収束していないことから、引き続き厳しい状況にあります。また原材料価格の高騰に起因する物価上昇や為替の動向が地域経済に与える影響に留意する必要があります。

このような環境下において当行は、地域に根差す金融機関としてコロナ禍による打撃を受けた事業者さまに対して、継続的に資金繰り等のご相談に迅速かつ柔軟に対応しつつ、お取引先の持続可能な経営の実現に向けたSDGs取組支援や経営改善計画の策定支援など、ファイナンスとコンサルティングの両面からご支援を強化してまいります。

さらに、インターネットバンキングなどの機能を充実させ、非対面サービスの強化を図ると同時に安心してご利用いただける環境づくりに取り組んでまいります。

また、当行自身も東証プライム市場銘柄に相応しい企業ガバナンス構築に向けて、気候変動に関する対応や人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮、人材育成など、サステナビリティを巡る課題への取り組みを強化してまいります。

今後とも地域金融機関として「地域とともに。さらなる信認、さらなる進化を」を基本理念として地域の皆さまとともに歩みを進めてまいります。株主並びにお取引先の皆さまには、一層のご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
経常収益	28,866	32,230	29,475	28,351
経常利益	4,740	3,931	3,546	5,233
親会社株主に帰属する当期純利益	3,573	2,232	2,291	3,486
包括利益	3,375	△5,694	21,349	4,621
純資産額	103,714	96,958	117,494	121,310
総資産	1,338,165	1,391,333	1,428,623	1,466,345

ロ. 当行の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
預金	1,164,283	1,184,550	1,227,198	1,240,410
定期性預金	650,715	625,449	593,873	563,208
その他	513,568	559,100	633,324	677,201
貸出金	835,586	822,732	861,556	905,814
個人向け	199,485	191,072	187,054	192,998
中小企業向け	333,068	333,431	354,448	379,382
その他	303,032	298,229	320,053	333,432
商品有価証券	182	152	142	94
有価証券	424,794	463,007	467,961	482,772
国債	62,376	90,689	75,092	80,381
その他	362,418	372,317	392,868	402,391
総資産	1,325,690	1,377,472	1,414,849	1,451,213
国内為替取扱高	4,166,896	4,248,830	3,999,959	4,182,291
外国為替取扱高	百万ドル 299	百万ドル 260	百万ドル 401	百万ドル 215
経常利益	4,436	3,531	3,214	4,794
当期純利益	3,504	2,138	2,199	3,375
1株当たり当期純利益	52円39銭	32円12銭	33円04銭	50円66銭

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

イ. 企業集団の使用人数

	当 年 度 末		
	銀行業	リース業	その他事業
使用人数	655人	2人	1人

(注) 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。

ロ. 当行の使用人の状況

	当 年 度 末
使用人数	655人
平均年齢	40年2月
平均勤続年数	17年4月
平均給与月額	389千円

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 銀行業

	主 要 な 営 業 所	営 業 所 数
富 山 県	本 店 営 業 部 他	店 57
石 川 県	金 沢 支 店 他	3
新 潟 県	長 岡 支 店 他	3
岐 阜 県	高 山 支 店 他	2
東 京 都	東 京 支 店	1
大 阪 府	大 阪 支 店	1
合 計		67

- (注) 1. 富山県の営業所数は、富山ファースト・ビジネス(株)本社を含んでおります。
2. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を36ヵ所設置しております。

ロ. リース業

富山ファースト・リース(株)本社及び富山営業部

ハ. その他事業

富山ファースト・ディーシー(株)本社、(株)富山ファイナンス本社

(5) 設備投資の状況

イ. 当行の設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	520
---------	-----

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 当行の重要な設備の新設等

該当ありません。

ハ. 当該事業年度中に実施した重要な設備の処分、除却

該当ありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当ありません。

ロ. 子会社等の状況

(2021年度末現在)

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
富山ファースト・ ビジネス株式会社	富山市奥田本町 6番35号	銀行業務代行 労働者派遣業務等	百万円 10	% 100.00	—
富山ファースト・ リース株式会社	高岡市京田 621番地	リース業務等	40	21.87	—
富山ファースト・ ディーシー株式会社	富山市掛尾町 626番地	クレジットカード 信用保証業務等	20	20.00	—
株式会 社 富山ファイナンス	富山市新桜町 2番地24	金銭の貸付業務等	10	13.75	—

(注) 1. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 上記4社は連結対象子会社及び子法人等であります。

ハ. 重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀37行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀37行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行62行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連613（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀37行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. 株式会社北國銀行及び株式会社福井銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れの利用手数料（除く振込手数料）無料のサービスを行っております。
5. 株式会社ゆうちょ銀行及びイオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
6. 株式会社セブン銀行、ローソンバンク及び株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(2021年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
金岡 純二	取締役会長（代表取締役）		
野村 充	取締役頭取（代表取締役）		
桑原 幹也	常務取締役法人事業部長兼リテール部長		
松田 圭司	取締役人事企画部長兼コンプライアンス／フィ デューシャリー・デューティー部長		
長谷 聡	取締役事務統括システム部長兼ダイレクトバン キング部長		
四谷 英久	取締役経営管理部長兼支店部長		
前田 央	取締役高岡支店長兼清水支店長		
本多 力	取締役コーポレート部長兼東京支店長		
島倉 勇人	取締役総合企画部長		
川原 義仁	取締役（社外取締役）		
金岡 克己	取締役（社外取締役）	テイカ製薬株式会社 代表取締役社長	
谷垣 岳人	取締役（社外取締役）	弁護士 石井法律事務所、太陽生命保険株 式会社 社外監査役	
戸田 雅也	常勤監査役		
水上 豊治	常勤監査役		
河合 隆	監査役（社外監査役）		
瀧脇 俊彦	監査役（社外監査役）	北日本放送株式会社 代表取締役社長	

- (注) 1. 取締役田中 豊氏は2022年3月2日に辞任により退任致しました。
2. 当行は、社外役員の全員を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- (参考) 当行は、執行役員制度を導入しております。執行役員の氏名、役職地位及び担当は次のとおりであります。

(2021年度末現在)

氏名	地位	担当又は主な職業
林 英樹	執行役員	監査部長
高島 寧	執行役員	市場金融部長
岩田 勝之	執行役員	金沢支店長

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会において定めております。

取締役の基本報酬は、固定金銭報酬である月額報酬と役員賞与で構成されており、当該報酬は、「従業員給与とのバランス」、「役員報酬の世間基準」、「当行の経営内容」を参考に役員の序列・職務内容ごとに本決定方針にて定めた算定基準に基づき決定します。

非金銭報酬等である株式報酬は、譲渡制限付株式報酬とし、付与対象者は常勤取締役とします。

対象取締役は、金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当行の普通株式について自己株式の処分を受けるものとします。譲渡制限期間は退職時解除型であり、退任により譲渡制限が解除となります。（途中退任・退職時の取扱いについては、在任期間を当行の取締役会が定める期間で按分し譲渡制限を解除します。）

常勤取締役の報酬等は、固定金銭報酬及び株式報酬により構成され、これらの支給割合は、役位・職責、業績等を総合的に勘案して決定しております。

非常勤・社外取締役の報酬等は固定金銭報酬のみとし、その役員の当行への貢献度及び社会的地位並びに就任の事情や責任限定契約の有無、業界における相場感なども含め総合的に勘案し決定しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定事項の内容及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、取締役の報酬等に係る手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図るため、2022年1月31日に取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置しており、取締役会は、報酬等の決定について、同委員会による提言・提案を最大限尊重することとしております。

監査役の報酬は、経営に対する独立性・客観性が重視される職務に鑑み、固定金銭報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	非金銭報酬等
取締役	17	131 (15)	122	8
監査役	5	36 (6)	36	－
合計	22	168 (22)	159	8

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 上表には、2021年6月29日開催の第110回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名及び監査役1名が含まれております。
 また、2022年3月2日に辞任した取締役1名が含まれております。
 3. 取締役の「報酬等」には、取締役が使用人を兼ねる場合の使用人としての報酬等83百万円は含まれておりません。
 4. 報酬等には、役員賞与引当金繰入額22百万円を含んでおり、括弧内に内書きしております。
 5. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額であります。
 当該株式報酬の内容等は、「① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりであります。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第108回定時株主総会において「年額200百万円以内（うち社外取締役年額15百万円以内）」（ただし使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、14名（うち、社外取締役は3名）です。

また、これとは別に、2018年6月28日開催の第107回定時株主総会において年額30百万円を限度として自己株式を交付する譲渡制限付株式報酬制度（非常勤・社外取締役を除く）の導入について決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、12名（うち、社外取締役は2名）です。

監査役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第104回定時株主総会において「年額50百万円以内（うち、社外監査役年額10百万円以内）」と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名（うち、社外監査役は2名）です。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

基本報酬については、年度毎に担当取締役が本決定方針に基づき個人別の固定金銭報酬（月額報酬及び役員賞与）の具体的な「原案」を作成しております。社外役員会等にて社外取締役に対し説明を行い、意見を聴取したうえで、取締役会の決議に基づき、当事業年度においては個人別の固定金銭報酬の最終決定を代表取締役会長金岡純二氏、代表取締役頭取野村 充氏の両名に委任しました。

代表取締役に権限を委任する理由は、当行全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が最も適しているものと判断したためであります。

非金銭報酬等である株式報酬については、譲渡制限付株式の払込金額に相当する報酬支給及び同報酬としての自己株式の処分に必要な事項を取締役会にて決議し、当事業年度はその範囲内において最終的な付与金額の決定を代表取締役会長金岡純二氏、代表取締役頭取野村 充氏の両名に委任しました。

なお、第112期事業年度（2022年度）からは、基本報酬、株式報酬何れも代表取締役に委任せず、指名報酬委員会の答申・提言を踏まえ、取締役会において決定する方針としております。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
取締役 川原 義仁	会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときには、会社法第425条第1項に定義される最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度としております。
取締役 金岡 克己	同上
取締役 谷垣 岳人	同上
監査役 河合 隆	同上
監査役 瀧脇 俊彦	同上

(4) 補償契約

該当ありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約

該当ありません。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況	同社との取引
取締役 川原 義仁	—	—
取締役 金岡 克己	テイカ製薬(株) 代表取締役社長	銀行取引
取締役 谷垣 岳人	弁護士 石井法律事務所、太陽生命保険(株) 社外監査役	—
監査役 河合 隆	—	—
監査役 瀧脇 俊彦	北日本放送(株) 代表取締役社長	銀行取引

(注) 金岡克己氏は、当行代表取締役会長金岡純二氏の三親等親族であります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
取締役 川原 義仁	6年9カ月	当期に開催された取締役会15回のうち15回に出席しております。	日本銀行において要職を務められたほか、金融業界での幅広い経験と高い識見を活かし、議案の審議等に有用な助言・発言を行っております。特に当行のリスク管理体制の強化や金融環境・マーケット環境の分析に関して適宜発言を行い、適切な役割を果たしております。
取締役 金岡 克己	6年9カ月	当期に開催された取締役会15回のうち14回に出席しております。	上場企業経営者として培われた豊富な経験と高い識見及びIT分野に関する専門的知見を活かし、議案の審議等に有用な助言・発言を行っております。特に株主視点を踏まえたコーポレートガバナンスの強化や当行のシステム分野に関して適宜発言を行い、適切な役割を果たしております。
取締役 谷垣 岳人	2年9カ月	当期に開催された取締役会15回のうち15回に出席しております。	弁護士としてこれまで培われた専門的な法務知識、高い識見を活かし、議案の審議等に有用な助言・発言を行っております。特に当行のコンプライアンス体制の強化や法改正への対応等に関して適宜発言を行い、適切な役割を果たしております。
監査役 河合 隆	6年9カ月	当期に開催された取締役会15回のうち14回、監査役会14回のうち13回に出席しております。	取締役会においては富山県を代表する報道機関での経営経験から、会の適正性を確保するための発言を行なっております。監査役会においても適宜必要な発言を行っております。
監査役 瀧脇 俊彦	1年9カ月	当期に開催された取締役会15回のうち13回、監査役会14回のうち13回に出席しております。	取締役会においては富山県を代表する報道機関での経営経験から、会の適正性を確保するための発言を行なっております。監査役会においても適宜必要な発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

支給人数	銀行からの報酬等	銀行からの報酬等の種類別の総額		銀行の親会社等からの報酬等
		基本報酬	非金銭報酬等	
6人	25	25	—	—

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上表には、2020年6月26日開催の第109回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

(4) 社外役員の意見
特段ありません。

4. 当行の株式に関する事項

- (1) 株式数 発行可能株式総数 180,000千株
 発行済株式の総数 67,309千株
 (注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

- (2) 当年度末株主数 8,568名

- (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,680 ^{千株}	8.52%
株式会社北陸銀行	1,941	2.91
株式会社福井銀行	1,788	2.68
東京海上日動火災保険株式会社	1,541	2.31
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,482	2.22
富山第一銀行職員持株会	1,447	2.17
三井住友海上火災保険株式会社	1,409	2.11
日本生命保険相互会社	1,310	1.96
株式会社みずほ銀行	1,292	1.93
株式会社インテック	1,000	1.50

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（680千株）を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

- (4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数（株式の種類及び種類ごとの数）
取締役（社外取締役を除く）	9人	普通株式 32,139株

- (注) 株式の数は、当事業年度中に付与した譲渡制限付株式の数であります。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

該当ありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 細野和也 指定有限責任社員 安田康宏	43	(注) 2、(注) 3

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 監査役会は、取締役、関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受け、会計監査人の前期の監査計画、職務執行状況、当該期の報酬見積りの算出根拠などが適切であるかなどについて検証を行い審議した結果、会計監査人の報酬等について合理的な水準であると判断し、同意しております。
3. 当行は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、サイバーセキュリティに関する支援業務を委託し、対価を支払っております。
4. 上記監査人に当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は45百万円であります。
5. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、「当該事業年度に係る報酬等」には金融商品取引法に基づく監査の報酬額を含めております。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 補償契約

イ 在任中の会計監査人との間の補償契約

該当ありません。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

該当ありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合等、会計監査人が継続してその職責を遂行する上で重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行います。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

定めておりません。

8. 業務の適正を確保する体制および当該体制の運用状況

I. 当行は、会社法に規定されている業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）について取締役会で次の通り決議しております。

- (1) 当行の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、当行ならびに子会社および子会社等から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制（会社法第362条第4項第6号）
 - ① 取締役は、企業活動における法令・定款等の遵守を明示した「銀行員の行動規範」を定め、これを率先して実践するとともに、職員がこれを遵守するよう適切に指導・監督を行う。
 - ② 取締役会は、「取締役会規程」を定め、原則として月1回以上開催し、法令・定款に従い重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役から職務執行の状況について報告を受け、取締役の職務執行を監督する。
 - ③ 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役および取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化する。
 - ④ 取締役会は、「財務報告に係る内部統制の基本方針」等を制定し、財務報告の適正性を確保する体制を整備する。
 - ⑤ 取締役会は、社会的責任と公共的使命を果たすため、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する」ことを基本方針とした「反社会的勢力等対応規程」等の策定とその周知徹底を図り、反社会的勢力排除の体制を整備する。
 - ⑥ 取締役会は、「子会社および子会社等管理規程」の周知徹底により当行と子会社および子会社等から成る企業集団の業務の適正を確保する体制を整備する。
- (2) 業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条）
 - ① 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）
 - イ. 行内の文書の作成、保存および管理について定めた「セキュリティポリシー」および「文書規程」を、取締役会において制定し、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。
 - ロ. 取締役および監査役は、「文書規程」により、常時、上記文書等を閲覧できるものとする。
 - ② 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）
 - イ. 信用リスク、事務リスク、システムリスク、市場関連リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等のリスクの種類ごとに、リスク管理の目的、管理方針、管理のための組織および規程等を取締役会において決定する。
 - ロ. 内部監査部門として監査部を設置し、取締役会において「内部監査規程」を制定する。リスクの種類および程度に応じた監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本方針を取締役会で決定し、これを踏まえて内部監査部門において実施し、その結果を定期的に取締役会に報告する。
- ハ. 災害発生時等の対応について「コンティンジェンシープラン」を策定するほか、不測の事態が発生した場合には、取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定め、対策本部を設置して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める危機管理体制を整える。

- ③ 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）
- イ. 当行の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については事前に会長、頭取、副頭取、その他の指名委員（取締役または執行役員等）によって構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
 - ロ. 迅速な意思決定と業務執行が可能となるように、取締役の員数を15名以内とするとともに、執行役員制度を導入し、業務の決定および執行の権限を大幅に執行役員に委譲する。
 - ハ. 取締役および使用人の職務の執行が効率的になされるよう、「職務分掌・権限規程」を取締役会において制定する。
- ④ 当行の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第4号）
- イ. 取締役会において、「コンプライアンスの基本方針および遵守基準」、「コンプライアンス規程」を策定してその周知徹底を図る。
 - ロ. コンプライアンス／フィデューシャリー・デューティー部が取締役および使用人の法令・定款違反行為を認知した場合は、直ちに取締役会および監査役会に報告する。
 - ハ. 取締役および使用人が、行内に設置した通報窓口に対して、法令違反等の情報を通報することができる「企業倫理ダイレクトライン」を設置する。
 - ニ. 本部に常設のコンプライアンス統括部署としてコンプライアンス／フィデューシャリー・デューティー部を設置するとともに、各本店にコンプライアンスオフィサーを設置して、コンプライアンスに関する情報の一元的管理とコンプライアンスの徹底を図る。
 - ホ. コンプライアンス／フィデューシャリー・デューティー部は、コンプライアンスに関する事項について、審議・決定し、事業年度ごとに、取締役および使用人を対象としたコンプライアンス研修を実施する。
 - ヘ. コンプライアンス／フィデューシャリー・デューティー部は、コンプライアンスに関する活動について、定期的に取締役会および監査役会に報告する。
 - ト. 事業年度ごとに、取締役会において「コンプライアンス・プログラム」を策定し、その実施状況を業績評価や人事考課に反映する。
 - チ. 事故防止のため、使用人の人事ローテーションや連続休暇制度を実施する。
- ⑤ 次に掲げる体制その他の当行ならびに子会社および子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号）
- イ. 当行の子会社および子会社等の取締役、執行役員、業務を執行する社員、法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（ハ及びニにおいて「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
 - ・当行は、「子会社および子会社等管理規程」において、子会社および子会社等の経営方針、財務状況、内部管理に関する事項、その他重要な事象の当行への報告を明記しその体制を整備する。

- ロ. 当行の子会社および子会社等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・子会社および子会社等のリスク管理体制および危機管理体制ならびに情報管理体制については、当行の担当部署の指導・監督により、当行と子会社および子会社等全体として、適正な体制が確保されるようにする。
 - ・当行の内部監査部門は、子会社および子会社等の業務執行およびリスク管理の状況等について監査を実施する。
- ハ. 当行の子会社および子会社等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・子会社および子会社等においても、業務の決定および執行についての相互監視が適正になされるよう、取締役会と監査役を設置する。
 - ・「子会社および子会社等管理規程」に基づく「子会社および子会社等社長会」を定例的に開催し、子会社および子会社等の重要な業務の決定を当行が管理するとともに、当行と子会社および子会社等全体の経営の基本戦略・経営計画等に係る協議を行う。
- 二. 当行の子会社および子会社等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・当行が制定した「行動規範」、「コンプライアンス規程」等および「企業倫理ガイドライン」を子会社および子会社等の役職員に適用し、当行のコンプライアンス／フィデューシャリー・デューティー部は、その啓発・指導・監督、周知徹底により当行と子会社および子会社等全体として適正な体制が確保されるようにする。
 - ・当行の子会社および子会社等においてもコンプライアンスオフィサーの設置およびコンプライアンス・プログラムの策定、定期的なコンプライアンス研修の実施ならびにこれらの報告等により、当行コンプライアンス／フィデューシャリー・デューティー部は、当行と子会社および子会社等全体のコンプライアンスに関する情報の一元管理をはかる。
- (3) 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の当行の取締役からの独立性に関する事項ならびにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号、第2号、第3号）
- ① 監査役職務を補助するため、監査役室を設置する。監査役室の人員については、監査役会と協議のうえ、必要な人員を配置する。
 - ② 監査役室に所属する使用人の任命および異動については、あらかじめ監査役会の意見を聴取し、これを尊重する。
 - ③ 監査役室に所属する使用人は、他部署の役職員を兼務せず、監査役以外の者からの指揮・命令を受けないこととする。

- (4) 当行の取締役および使用人が当行の監査役に報告をするための体制ならびに当行の子会社および子会社等の取締役、監査役、執行役員、業務を執行する社員、法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号イ、ロ）、これらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第5号）
- ① 当行と子会社および子会社等の取締役および使用人が当行の監査役に報告すべき事項および時期についての規程を定めることとし、当該規程に基づき、取締役および使用人は、法令等の違反行為、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、銀行法に定める不祥事件に該当するおそれのある行為について当行の監査役に都度報告するものとする。前記にかかわらず、当行の監査役はいつでも必要に応じて、当行と子会社および子会社等の取締役および使用人に対して報告を求めることができる。
 - ② 当行が制定した「企業倫理ガイドライン」を当行と子会社および子会社等の全役職員に適用し、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について当行の監査役への適切な報告体制を確保する。
 - ③ 「企業倫理ガイドライン」の担当部署は、当行と子会社および子会社等の役職員からの内部通報の状況について、定期的に当行の監査役に対して報告する。
 - ④ 当行は、これら報告を行ったものおよびその協力者に対し、当該報告したことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当行と子会社および子会社等の役職員に周知徹底する。
- (5) 当行の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第6号）
- ① 当行は、監査役がその職務の執行について、当行に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (6) その他当行の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第7号）
- ① 株主総会に付議する監査役選任議案の決定にあたっては、監査役会とあらかじめ協議をする。
 - ② 監査役は、取締役会はもとより、経営会議、その他の重要な会議に出席できる。
 - ③ 代表取締役は、監査役会と定期的に、当行が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換をする。
 - ④ 監査役からの求めがあるときは、内部監査部門が監査役へ協力する。

II. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当行は、上記業務の適正を確保するための体制の各項目に記載した全ての行内規程及び必要な機関、会議体等の組織、体制等の整備を行い、適正な業務遂行等を保証する体制を構築しております。取締役会において継続的に経営上の新たなリスクへの対応策について検討し、必要に応じて既存規程及び業務の見直しを行い、内部統制システムの実効性の向上を図っております。

さらに、当行並びに子会社及び子会社等から成る企業集団全体に対して、コンプライアンス／フィデューシャリー・デューティー部と監査部が中心となり、内部統制システムの重要性とコンプライアンスに対する周知徹底、啓発等を継続的に行っております。

当企業集団全体の内部統制システムの整備・運用状況については、その遵守状況、重要な不備の有無等について監査部が定期的に内部監査を実施し、その結果を定期的に取締役会に報告しております。

監査役につきましては、監査が実効的に行われる体制を上記のとおり整備しております。監査役は、業務執行に関わる重要文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めるなど、監査部等内部監査部門の協力を得て、職務を適切に遂行しており、監査結果は定期的に取締役会に報告されております。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11. 会計参与に関する事項

該当ありません。

12. その他

該当ありません。

第111期末 (2022年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	54,989	預金	1,240,410
現金	10,877	当座預金	72,788
預け	44,112	普通預金	555,498
商品有価証券	94	貯蓄預金	24,754
商品国債	94	通知預金	11,484
金銭の信託	700	定期預金	558,196
有価証券	482,772	積立預金	5,012
国債	80,381	その他の預金	12,676
地方債	11,328	譲渡性預金	31,000
株式債	49,989	コールマネ	10,000
その他の証券	97,599	借入金	49,805
貸出金	243,474	その他の負債	49,805
割引手形	905,814	未決済為替	3,042
引当手形	5,701	未払法人税等	106
証券	21,070	未払費用	619
当座貸	756,548	前受収益	335
外国為替	122,493	従業員預り金	334
外買取	1,588	給付補填金	152
入立外為替	1,547	給付融派生商品	0
その他の資産	0	繰上り債	592
未決済為替	1,982	資産除去負債	391
未払費用	68	退職賞与引当金	67
未払収益	16	退職給付引当金	442
金融派生の資産	1,417	役員賞与引当金	22
有形固定資産	118	睡眠預金払戻引当金	62
建物	361	偶発損失引当金	70
リース資産	9,002	繰延税金負債	395
その他の有形固定資産	3,254	再評価に係る繰延税金負債	3,078
無形固定資産	4,535	支払承諾	629
ソフトウェア	344	支払引当	2,372
その他の無形固定資産	868		2,372
前払年金費用	768	負債の部合計	1,340,890
支払承諾見当	720	(純資産の部)	
貸倒引当	47	資本剰余金	10,182
	307	資本準備金	6,074
	2,372	利益剰余金	6,074
	△9,179	利益準備金	77,608
		その他の利益剰余金	3,664
		別途積立金	73,944
		繰越利益剰余金	38,860
		自己株式	35,084
		株主資本合計	△ 357
		その他有価証券評価差額金	93,507
		土地再評価差額金	15,593
		評価・換算差額等合計	1,222
		純資産の部合計	16,815
資産の部合計	1,451,213	負債及び純資産の部合計	1,451,213

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

第111期(2021年4月1日から2022年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収入	17,009	22,921
利息配当	8,310	
受取利息	8,634	
受取配当	63	
受取手数料	0	
受取手数料	2,244	
受取手数料	513	
受取手数料	1,730	
受取手数料	1,150	
受取手数料	1,074	
受取手数料	76	
受取手数料	2,517	
受取手数料	47	
受取手数料	2,428	
受取手数料	5	
受取手数料	35	
経常費用	184	18,127
利息	169	
利息	1	
利息	△ 2	
利息	15	
利息	1,013	
利息	72	
利息	940	
利息	1,061	
利息	25	
利息	1	
利息	92	
利息	885	
利息	55	
利息	11,641	
利息	4,226	
利息	3,021	
利息	0	
利息	907	
利息	17	
利息	279	
経常利益	4,794	4,794
特別利益	113	113
特別損失	431	431
税引前当期純利益	4,475	4,475
法人税等	1,764	
法人税等	△664	
当期純利益	1,100	1,100
当期純利益	3,375	3,375

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

第111期末 (2022年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	55,067	預 金	1,238,815
商 品 有 価 証 券	94	譲 渡 性 預 金	31,000
金 銭 の 信 託	700	コールマネー及び売渡手形	10,000
有 価 証 券	500,198	借 用 金	53,413
貸 出 金	889,402	そ の 他 負 債	3,374
外 国 為 替	1,588	役 員 賞 与 引 当 金	22
リース債権及びリース投資資産	10,220	退 職 給 付 に 係 る 負 債	166
そ の 他 資 産	6,054	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	70
有 形 固 定 資 産	9,167	偶 発 損 失 引 当 金	395
建 物	3,333	繰 延 税 金 負 債	4,773
土 地	4,602	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	629
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,231	支 払 承 諾	2,372
無 形 固 定 資 産	778	負 債 の 部 合 計	1,345,035
ソ フ ト ウ エ ア	729	(純 資 産 の 部)	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	49	資 本 金	10,182
退 職 給 付 に 係 る 資 産	170	資 本 剰 余 金	6,266
繰 延 税 金 資 産	76	利 益 剰 余 金	79,940
支 払 承 諾 見 返	2,372	自 己 株 式	△357
貸 倒 引 当 金	△9,546	株 主 資 本 合 計	96,031
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	16,982
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,222
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△164
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	18,040
		非 支 配 株 主 持 分	7,237
		純 資 産 の 部 合 計	121,310
資 産 の 部 合 計	1,466,345	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,466,345

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

第111期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額	金 額
経常	収 益		28,351
資 金 運 用 収 益		17,392	
貸 出 金 利 息		8,196	
有 価 証 券 利 息		9,131	
預 け 金 利		63	
そ の 他 の 受 入 利 息		0	
役 務 取 引 等 収 益		2,238	
そ の 他 業 務 収 益		6,201	
そ の 他 経 常 収 益		2,519	
償 却 債 権 取 立 益		48	
そ の 他 の 経 常 収 益		2,470	
経常	費 用		23,118
資 金 調 達 費 用		188	
預 讓 渡 金 利 息		169	
コー ル マ ネ ー 預 金 利 息		1	
借 入 金 利 息		△2	
そ の 他 の 支 払 利 息		19	
役 務 取 引 等 費 用		0	
そ の 他 業 務 費 用		988	
そ の 他 経 常 費 用		5,647	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額		11,975	
そ の 他 の 経 常 費 用		4,318	
経 特 特	利 益		5,233
固 定 資 産 処 分 益		113	
固 定 資 産 処 分 損 失		7	
減 損 損 失		424	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			4,915
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		1,852	
法 人 税 等 調 整		△666	
当 期 純 利 益			1,186
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益			3,728
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益			242
			3,486

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社 富山第一銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 細野和也
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 安田康宏
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社富山第一銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの第111期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社 富山第一銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 細野和也
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 安田康宏
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社富山第一銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社富山第一銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第111期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社及び子会社等については、子会社及び子会社等の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社及び子会社等から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び重要な会計方針）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

株式会社 富山第一銀行 監査役会

常勤監査役 戸 田 雅 也 ㊟

常勤監査役 水 上 豊 治 ㊟

監 査 役 河 合 隆 ㊟

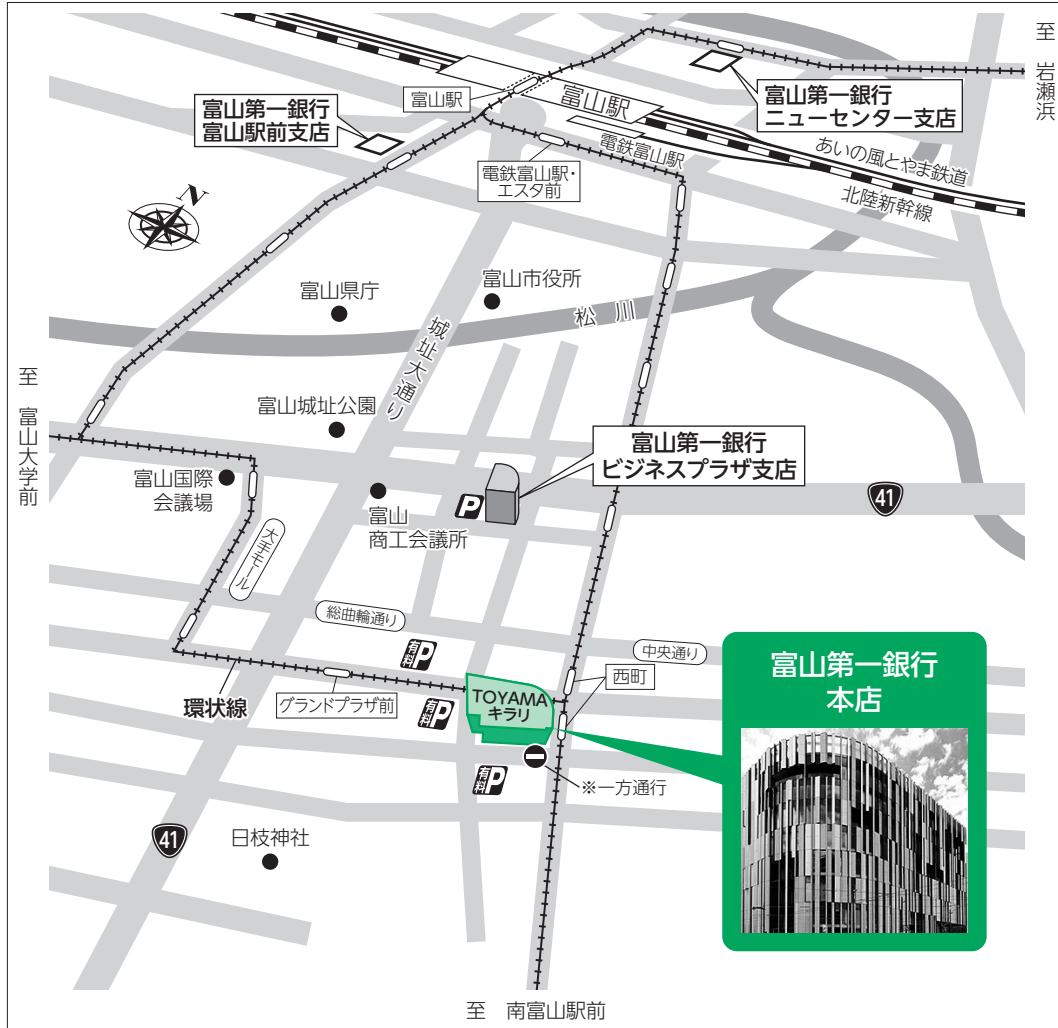
監 査 役 瀧 脇 俊 彦 ㊟

(注) 監査役河合隆及び監査役瀧脇俊彦は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 富山市西町5番1号 TOYAMAキラリ 当行本店 9階ホール
電話 (076) 424-1211 (代表)



◆交通のご案内

富山駅から徒歩約20分

市内電車ご利用の場合

- 南富山駅前方面「西町」下車、徒歩約1分
- 富山駅・岩瀬浜・富山大学前方面「西町」下車、徒歩約1分
- 環状線・岩瀬浜方面「グランドプラザ前」下車、徒歩約1分

- 会場の駐車スペースが限られていますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます（会場の駐車場は本店窓口へご来店のお客さま専用とさせていただきます）。
- お車でご来場される場合
 - ・会場横（西側）、または裏（南側）の有料立体駐車場、または付近のその他有料駐車場をご利用ください。
 - ・なお、ビジネスプラザ支店横の無料駐車場をご利用いただくことも可能です（株主総会会場まで約400メートル、徒歩約5分）。
 - ・当日は会場周辺道路の混雑が予想されます。時間に余裕をもってご来場ください。

<https://www.first-bank.co.jp/>

富山第一銀行

検索

